

令和 6 年度

第 2 回

三重県文化財保護審議会

○ 事項書	1
○ 三重県文化財保護審議会委員名簿	2
○ 三重県文化財保護審議会条例	3
○ 国・県指定等文化財の現状変更等	4
○ 県指定天然記念物の名称表記の取扱いについて	16
○ 令和 7 年度に向けた「多度大社の上げ馬神事」の 取組について	18

日時：令和 7 年 3 月 10 日（月） 13 時 30 分から

場所：三重県庁 7 階 教育委員室

津市広明町 1 3

三重県教育委員会

No.1

令和6年度 第2回三重県文化財保護審議会 事項書

日時：令和7年3月10日（月）13時30分～

場所：三重県庁7階 教育委員室

1 挨拶

2 報告

- (1) 国・県指定文化財の現状変更等について
- (2) 県指定天然記念物の名称表記の取扱いについて
- (3) 令和7年度に向けた多度大社の上げ馬神事の取組について

3 審議・報告

- (1) 県指定天然記念物 奥郷の寒椿「獅子頭」について
- (2) その他

三重県文化財保護審議会委員（任期：令和6年9月24日～令和8年9月23日）

氏 名	担当分野	所属等	任用開始
岡田 昌彰	建造物	近畿大学 理工学部教授	R2
富島 義幸	建造物	京都大学大学院 工学研究科教授	R6
谷口 耕生	絵画・工芸	奈良国立博物館 企画室長	R4
永島 明子	絵画・工芸	京都国立博物館 列品管理室長	H30
門脇 むつみ	絵画・工芸	大阪大学大学院 人文学研究科教授	R6
大河内 智之	彫刻	奈良大学 文学部准教授	R4
岡野 友彦	文書・典籍・ 歴史資料	皇學館大学 文学部教授	H24
川崎 佐知子	文書・典籍・ 歴史資料	立命館大学 文学部教授	R6
板井 正斉	民俗	皇學館大学 文学部教授	R4
小早川 道子	民俗	中京大学 文学部准教授	R6
小澤 毅	考古資料・史跡・ 埋蔵文化財	三重大学 人文学部特任教授	H30
高橋 知奈津	名勝・埋蔵文化財	(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 遺跡研究室室長	H28
道林 克禎	天然記念物 (地質地形)	名古屋大学大学院 環境学研究科教授	H30
前迫 ゆり	天然記念物 (植物)	奈良佐保短期大学副学長 地域子ども学科教授	H28
森 誠一	天然記念物 (動物)	岐阜協立大学 経済学部教授	H25
浅野 聡	保存・活用	國學院大學 観光まちづくり学部教授	R4

○三重県文化財保護審議会条例

昭和51年3月29日三重県条例第7号
改正 平成17年3月28日三重県条例第29号

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定に基づき、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に三重県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が定める。

3 部会に部会長を置き、その部会に所属する委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則（平成17年3月28日三重県条例第29号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

国・県指定文化財の現状変更等(令和6年7月1日～令和7年1月31日申請分)

国 史跡

斎宮跡にかかる現状変更許可申請

申 請 内 容	件 数	備 考
個人・民間企業などによる申請	19 件	内、法定受託事務等による許可 15 件
公共機関等による地域環境整備に伴う申請	3 件	内、法定受託事務等による許可 2 件
史跡環境整備及び維持管理等に伴う申請	1 件	内、法定受託事務等による許可 0 件
計画的発掘調査のための申請	1 件	内、法定受託事務等による許可 0 件
計	24 件	内、法定受託事務等による許可 17 件

その他の現状変更許可申請（備考欄の＊印は県の法定受託事務等による許可）

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容	備考
伊賀国庁跡	R6.8.7		伊賀市長	史跡整備	
熊野参詣道伊勢路	R6.8.28		尾鷲市長	橋梁更新(史跡整備)	
伊勢国府跡	R6.12.10		エヌ・ティ・ティ・インフラ ネット株式会社	建造物撤去	
熊野参詣道 紀伊路・中辺路・大辺路・小辺路・ 伊勢路・熊野川・七里御浜・花の窟	R7.1.7		関西電力株式会社	電線一部除却	*
水池土器製作遺跡	R7.1.28		明和町長	遺構表示除却	*

毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
上野城跡	R6.7.18	伊賀市長	大雨による法面崩落
上野城跡	R6.9.27	伊賀市長	内堀法面崩落
旧崇広堂	R6.9.30	伊賀市長	目隠し塀・北控所下屋根屋根損傷
赤木城跡	R7.1.17	熊野市長	猪による掘削損傷

県 史跡

現状変更許可申請

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容
田丸城跡	R6.7.29		玉城町長	工事用仮設事務所等設置
田丸城跡	R6.10.4		玉城町観光協会	模擬天守設置

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容
田丸城跡	R7.1.10	R7.1.31	玉城町長	中学校防災備蓄倉庫移設
田丸城跡	R7.1.15	R7.1.25	玉城町長	ソーラーパネル設置に伴う地盤調査

き損届

文化財名	届出日	届出者	内容
上野城跡	R6.10.2	県立上野高等学校校長	内堀崩落
旧越賀村郷蔵	R6.11.11	志摩市教育委員会教育長	庇屋根・鎧壁損傷

県 史跡及び名勝

現状変更許可申請

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容	備考
長谷川氏旧宅	R6.8.2	R6.9.4	松阪市長	発掘調査	国補

国 名勝

現状変更許可申請（備考欄の＊印は県の法定受託事務等による許可）

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容	備考
旧諸戸氏庭園	R6.7.18		桑名市長	地盤調査等	
諸戸氏庭園	R6.8.23		(公財)諸戸財団 代表理事	保存整備等	
旧諸戸氏庭園	R6.9.9		桑名市長	保存整備	
諸戸氏庭園	R6.10.31		(公財)諸戸財団 代表理事	煉瓦塼修理	
旧諸戸氏庭園	R6.12.10		桑名市長	樹木伐採	
旧諸戸氏庭園	R7.1.17		桑名市長	樹木伐採	

毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
諸戸氏庭園	R6.12.3	(公財) 諸戸財団 代表理事	藤茶屋雪隠の梁破損

県 名勝

現状変更許可申請

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容	備考
稲生山の躑躅	R6.8.15	R6.11.30	(宗)伊奈富神社	多目的広場整備	

毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
伊奈富神社庭園	R6.11.8	(宗)伊奈富神社	サカキ 1 本枯死
稲生山の躑躅	R6.11.8	(宗)伊奈富神社	松 1 本枯死
稲生山の躑躅	R6.12.3	(宗)伊奈富神社	サクラ 2 本枯死

国 天然記念物

オオサンショウウオにかかる現状変更許可申請（備考欄の＊印は県の法定受託事務等による許可）

申請者	申請日	完了日	内容	申請地	備考
名張市長	R6.7.12		災害復旧工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	名張市	公共工事
国土交通省 木津川上流河川事務所長	R6.7.30		橋撤去・設置工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	名張市	公共工事
国土交通省 木津川上流河川事務所長	R6.7.30		仮橋上部工他工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	伊賀市	公共工事
伊賀市長	R6.8.15		浚渫工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	伊賀市	公共工事
三重県知事	R6.8.5		道路改良及び護岸工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	名張市	公共工事
三重県知事	R6.8.8		橋梁・橋台改修及び護岸工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	伊賀市	公共工事
伊賀市長	R6.9.19		橋脚修繕工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	伊賀市	公共工事
独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所長	R6.10.10		土砂撤去工及び河床ブロック復旧工に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	伊賀市	公共工事
国土交通省 木津川上流河川事務所長	R6.10.18		荒木水位観測所水位計設置に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	伊賀市	公共工事

ネコギギにかかるにかかる現状変更許可申請（備考欄の＊印は県の法定受託事務等による許可）

申請者	申請日	完了日	内容	申請地	備考
三重県知事	R6.7.19		橋梁補強工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	津市	公共工事
三重県知事	R6.7.24		堆積土砂撤去工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	津市	公共工事
津市長	R6.7.22		河道整備工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	津市	公共工事
三重県知事	R6.7.30		土砂還元工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	大台町	公共工事
三重県知事	R6.7.30		河川堆積土砂撤去工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	いなべ市	公共工事
三重県教育委員会教育長	R6.8.28		河川調査に伴う生息状況調査（一時捕獲・試料採取）	大紀町	公共工事
三重県知事	R6.8.8		堆積土砂撤去工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	大紀町	公共工事
三重県知事	R6.8.26		人道橋下部工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	鈴鹿市	公共工事
三重県知事	R6.8.26		道路改良工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	亀山市	公共工事
三重県知事	R6.8.28		河川堆積土砂撤去工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	亀山市	公共工事
三重県知事	R6.8.28		河川堆積土砂撤去工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	亀山市	公共工事
三重県知事	R6.8.16		河川堆積土砂撤去工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	大台町	公共工事
三重県知事	R6.8.16		河川堆積土砂撤去工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	大台町	公共工事
三重県知事	R6.9.5		河川改修工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	度会町	公共工事
三重県知事	R6.9.11		砂防堰堤改築に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	亀山市	公共工事
南勢地区砂利採取協同組合理事長	R6.9.19		河川からの砂利採取に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	松阪市	
三重県知事	R6.9.30		河川災害復旧工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	多気町	公共工事
いなべ市教育委員会教育長	R6.10.31		飼育室移動に伴う飼育個体群の移動	いなべ市	国補
三重県知事	R6.12.11		護岸工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	亀山市	公共工事
いなべ市教育委員会教育長	R7.1.15		飼育室移動に伴う飼育個体群の移動	いなべ市	国補

その他の天然記念物にかかる現状変更許可申請（備考欄の＊印は県の法定受託事務等による許可）

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容	備考
大島暖地性植物群落	R6.10.4		（株）野生動物保護管理事務所	ドブネズミ駆除のための工作物設置	国事業
熊野の鬼ヶ城附獅子巖	R6.11.5		三重県知事	台風の暴風高波で損壊した手すりの復旧	公共事業
九木神社樹叢	R6.11.25		九木浦協同組合組合長	危険木（枝）の伐採	

毀損・滅失届

文化財名	届出日	発見日	届出者	内容
カモシカ	R6.8.13	R6.8.7	大台町教育委員会教育長	1 個体（林道脇 自然死）
カモシカ	R6.10.10	R6.10.6	熊野市教育委員会教育長	1 個体（林道脇 自然死）

県 天然記念物

現状変更許可申請

申請者	申請日	完了日	申請者	内容	備考
おおだいがはらさんしょうお	R6.9.25		三重県知事	林道開設工事に伴う保護調査	
おおだいがはらさんしょうお	R6.9.30		三重県知事	林道開設工事に伴う保護調査	

毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
奥郷の寒椿「獅子頭」	R6.9.6	菰野町	台風 10 号による枝折損

国 重要文化財（建造物）

現状変更許可申請（備考欄の＊印は県の法定受託事務等による許可）：該当なし

保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの：該当なし

毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
旧賓日館	R6.9.6	伊勢市長	8 月 29 日大雨による本館北西部瓦毀損及びそれに伴う翁の間の雨漏り

修理届

文化財名	届出日	届出者	内容
諸戸家住宅 主屋・表門・玄関及び座敷・ 広間 洋館・玉突場	R6.7.22	(公財)諸戸財団 代表理事	広間上段の間 シャンデリア蔓の修理 (R6.4.30 付毀損届出済のもの)

防災施設の機能低下の報告：該当なし

所有者変更届：該当なし

所在の場所の変更届

文化財名	届出日	届出者	変更場所	内容	備考
庫蔵寺本堂 附厨子 (伝旧本尊厨子)	R6.12.9	(宗) 庫蔵寺 住職	大阪市立美術館	寄託先の改修工 事終了に伴う	

県 有形文化財（建造物）

現状変更許可申請

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容	備考
旧三重県第三中学校校舎	R6.10.2		県立上野高等学校 校長	北東隅教室（当初：理 化教室）の窓枠へのカー テンレール取付	
入交家住宅 主屋、長屋門、表屋、土蔵	R6.11.8		伊賀市長	雨仕舞改善のため棟頂 部に防水シートを追加	県補

毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
愛宕神社本殿	R6.12.13	(宗) 愛宕神社 代表役員	本殿西側軒裏野地板及び垂木の一部欠 損、床下構造材の経年劣化

修理届：該当なし

所有者変更届：該当なし

国 登録有形文化財（建造物）

現状変更届

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容	備考
麻吉旅館名月・雪香之間	R6.9.12		(有) 麻吉	倒壊による二次被害 防除のための撤去	

毀損届：該当なし

所有者変更届：該当なし

国 重要文化財（美術工芸品）

現状変更許可申請：該当なし

毀損届：該当なし

修理届：該当なし

防災施設の機能低下の報告：該当なし

所有者変更届：該当なし

所在の場所の変更届

文化財名	届出日	届出者	変更場所	内容	備考
絹本著色弘法大師像	R6.12.6	(宗) 大宝院	大阪市立美術館	寄託先の改修工事終了に伴う	
絹本著色聖徳太子像	R6.12.6	四天王寺	大阪市立美術館	寄託先の改修工事終了に伴う	

公開届

文化財名	届出日	届出者	公開場所	展覧会名
兵庫県池田古墳出土品 5 点	R6.7.16	松阪市教育委員会教育長	松阪市文化財センター	王権と首長墓の埴輪
奈良県藤ノ木古墳出土品 2 点	R6.8.29	朝日町歴史博物館 館長	朝日町歴史博物館	朝日小学校開校 150 年 まなびのはじまり展
類聚歌合巻八 1 巻	R6.12.12	斎宮歴史博物館 館長	斎宮歴史博物館	中世の斎宮とその時代 背景一転換期を生きた 斎王たちー
中右記 1 巻				
久我家文書 2 巻				
建春門院中納言記 1 帖				
紙本墨書兵範記（人車記） 1 巻				
明月記＜自筆本／嘉禄元年夏、天福元年十一・十二月＞ 2 巻				
三重県斎宮跡出土品 44 点				

県 有形文化財（美術工芸品）

現状変更許可申請：該当なし

き損届：該当なし

修理届

文化財名	届出日	届出者	内容
紙本墨書大般若經	R7.1.8	立神自治会	離合部分の接合

防災施設の機能低下の報告：該当なし

所有者変更届：該当なし

所在の場所の変更届

文化財名	届出日	届出者	変更先	理由
岡寺版集帖版木 並びに 関係資料 版木2枚 集帖1種4編37帖	R6.7.1	岡寺山継松寺	春日井市道風記念館	展示のため 展覧会名：岡寺版集帖
木造親鸞聖人坐像	R6.7.9	(宗) 専修寺 代表役員	仙台市博物館	展示のため 展覧会名：親鸞と東北の念仏
絹本著色眞慧上人像				
絹本著色如来荒神曼荼羅図	R6.8.6	徳楽寺	龍谷大学 龍谷 ミュージアム	展示のため 展覧会名：眷属
太刀（春日大明神） 銘 勢州桑名郡益田庄藤原朝 臣村正作 天文十二年五月日	R6.8.9	(宗) 桑名神社・中臣神社	桑名神社・中臣神社	展示のため 催物名：「宝刀村正写し鍛錬 打ち始め式」
唐冠形兜	R6.8.23	伊賀市長	宇和島市立伊達博物館	展示のため 展覧会名：城つなぐー藤堂 高虎と伊達の宇和島城×天 下人と四国の城郭ー
紙本墨書尾鷲組大庄屋文 書 (366・389・456・466・ 476・478・572・666)	R6.8.29	尾鷲市図書館 長	和歌山県立博物 館	展示のため 展覧会名：聖地巡礼ー熊野 と高野ー第Ⅲ期 人・道・祈 りー紀伊路・伊勢路・大辺 路をゆくー
木造薬師如来坐像	R6.9.4	安楽寺 住職		
木造薬師如来坐像	R6.9.5	真厳寺 住職		
松浦武四郎関係資料 (102「阿州妙楽寺書簡」)	R6.9.9	松阪市長	徳島市立徳島城博物館	展示のため 展覧会名：松浦武四郎の遍 路ー北海道入四国を旅する
木造神像 5 軀	R6.9.27	(宗) 耳常神社 代表役員	耳常神社	防災施設整備事業の終 了により元に戻す

文化財名	届出日	届出者	変更先	理由
初期須恵器・韓式系土器 (六大 A 遺跡出土) 1 点	R6.10.11	三重県埋蔵文化財センター 所長	鈴鹿市考古博物館	展示のため 展覧会名：三重のおかしな 須恵器 part2
木造赤坂遺跡出土陶質土器 1 点				
紙本墨書尾鷲大庄屋文書 (37・368・442・664・799)	R6.10.22	尾鷲市立図書館 館長	安城市歴史博物館	展示のため 展覧会名：地震と災害一宝 永地震から三河地震まで一
須賀利浦方文書 (113・114・125)	R6.10.22	須賀利区		
木造天神像	R6.12.23	(宗)菅原神社 代表役員	大黒屋光太夫記念館	燻蒸のため
紙本墨書大般若経第582 卷	R7.1.8	立神自治会	(株)辻村表具店	R7.1.8 修理届の履行
太刀 二口 銘 勢州桑名郡益田庄藤原朝臣 村正作 天文十二年五月	R7.1.24	(宗) 桑名神社・中臣神社	桑名神社・中臣神社	大阪万博に使用する撮影

公開届

文化財名	届出日	届出者	公開場所	展覧会名
太刀 銘 勢州桑名郡益田庄藤原朝臣 村正作／天文十二天癸卯五月日	R6.12.2	三重県総合博物館 施設長	三重県総合博物館	刀剣 三重の刀とその 刀工
太刀 銘 勢州桑名藤原千子正重／ 寛文二年壬寅正月三日				
短刀 銘 正重				
太刀 銘 勢州桑名藤原勝 吉／元和八年壬戌五月吉日				
槍 銘 雲林院住包治				
短刀 銘 藤正				
刀 銘 村重				
刀 銘 弘化四年八月吉日 応竹川緑磨需作之(刻印)／ 莊司筑前大掾藤原直胤(花押)				
脇差 銘 七十八翁藤原直胤 (花押)／安政二年十一月日 応竹川緑磨呂需作之				
薙刀 銘 大慶直胤(花押)／文 化七年重陽日依竹川政信需作之				
坂本 1 号墳出土 金銅装 頭椎大刀				
脇差 銘 伊賀国宗近／永正元 年六月日				

国 重要無形民俗文化財

代表者変更届

文化財名	届出日	届出者	変更先	理由
桑名石取祭の祭車行事	R6.11.1	桑名石取祭保存会	廣瀬邦彦	旧代表（伊藤文郎）の退任に伴う変更。

国 重要有形民俗文化財

現状変更許可申請：該当なし

毀損届：該当なし

修理届：該当なし

所有者変更届：該当なし

所在の場所の変更届：該当なし

県 有形民俗文化財

現状変更許可申請：該当なし

毀損届：該当なし

修理届：該当なし

所有者変更届：該当なし

所在の場所の変更届

文化財名	届出日	届出者	変更先	理由
若山家蔵「熊野街道善根宿棟札」附 御礼盒	R6.8.22	個人	和歌山県立博物館	展示のため 展覧会名：聖地巡礼一熊野と高野一第三期 人・道・祈り一紀伊路・伊勢路・大辺路をゆく一
尾鷲神社獅子頭	R6.8.29	尾鷲神社宮司		

県指定史跡 **旧越賀村郷倉**（きゅうこしかむらごうくら）



毀損前（東から）



史跡指定時（北から）

【所在地】 志摩市志摩町越賀 602 番地

【所有者】 志摩市

【指定日】 昭和 39(1964)年 10 月 16 日

【概 要】 木造本瓦葺切妻造の土蔵で、松材を主とし柾材を混用している。外部は鉢巻とも全部下見板を張り、正面二ヶ所に入り口を設けて、棧瓦葺の庇を取り付け、窓は一つ開くのみである。間口 9.4m、奥行 13.8m。

年貢米を鳥羽藩に納めるために一時収納した倉庫で、不時の救助米の保管にも使われたという。志摩方面には他にも郷倉はあったが、今ではこのみとなっている。棟札から明和 3 (1766)年に建てられたことがわかる。

【経緯】

令和 6 年 10 月 26 日、建物東面北側の庇が傾き、瓦及び木材が落下した。また、庇に隣接する鎧壁も、土壁から剥離し浮いた状態となっていた。更なる毀損を防ぐため、庇を一旦取り外し、壁面はブルーシートにて保護した。

原因としては、庇を固定していた鉄釘の腐食と、強い風雨の影響とみられる。

【復旧方法】

令和 6 年 12 月 17 日、復旧工事に着手した。庇については、可能な限り既存部材を用い、野地板や瓦等破損した部材は新調した。また、雨水による腐食対策として、防水用の下葺き材を用いるなどした。土蔵から剥離した壁面は、一旦取り外して損傷・劣化部分を補い、再設置した。なお、庇の固定は大釘を用い、ボルトで補強した。

現在、庇及び鎧壁の復旧は終了し、電気配線工事を行っている。令和 7 年 3 月 25 日完了予定。



毀損状況



工事の状況

1 課題

県指定天然記念物は昭和 11 年以降、解除されたものも含め、これまでに約 100 件の文化財が指定されてきた。これらの名称については、当時の文字表記や考え方でつけられているため、動植物名が漢字や片仮名、平仮名で表記され、歴史的仮名遣いのものも含まれるなど統一性がなく、普及公開などの際にも、指定名称がわかりづらいなど、支障をきたしている。

そのため、天然記念物の名称表記の取り扱いについて定め、前述の課題を解消したい。

2 取り扱い方針

天然記念物にかかる名称表記の扱いは、国天然記念物の取り扱いに倣い、下記のとおりとする。

- ① 歴史的仮名遣いは、現代仮名遣いに改める
- ② 助詞の片仮名は、平仮名に改める
- ③ 動植物名の種名は片仮名に改める

3 指定名称を巡る現状

- ・ 当用漢字表(1946)・常用漢字表(1981)の制定、公用文作成の要領(1952、1962、1972)等により、旧字体から新字体に移行。
- ・ 学術用語集(文部省、1952)の発行。生物名の片仮名表記を推奨。
- ・ 県指定における追加指定や指定解除、所有者変更時の名称は、その時代の表記方法で告示。

【指定時】真福院ノ櫓 ⇒ 【一部指定解除時】真福院のケヤキ

【指定時】楠路脇のやまとたちばな ⇒ 【追加指定時】
楠路ケ脇のヤマトタチバナ

【指定時】阿田和の大楠 ⇒ 【名称変更時】
阿田和の大クス → 引作の大クス

→国・県指定ともに、文字の表記変更では告示は行っていない。

4 対応

今後、天然記念物の名称については、2の取り扱い方針に基づいて表記し、市町には今回の方針を文書にて通知する。なお、今回の方針は、文書や刊行物等での名称表記の取り扱いについて定めたもので、正式名称の変更や既存看板の表記等の変更を求めるものではないことも付記する。

<名称表記変更案>

名称（現行）	名称（変更後）	所在地
美鹿の神明杉	美鹿の神明 <u>スギ</u>	桑名市多度町美鹿
きりしまみどりしじみ	<u>キリシマミドリシジミ</u>	三重郡菰野町菰野
奥郷の寒椿「獅子頭」	奥郷の <u>カンツバキ</u> 「獅子頭」	三重郡菰野町千草
長太の大楠	長太の大 <u>クス</u>	鈴鹿市南長太町
入道岳いぬつげ及びあせび群落	入道岳 <u>イヌツゲ</u> 及び <u>アセビ</u> 群落	鈴鹿市小岐須町
石薬師の蒲櫻	石薬師の蒲 <u>ザクラ</u>	鈴鹿市上野町
西の城戸の柊	西の城戸の <u>ヒイラギ</u>	鈴鹿市国府町
宗英寺の公孫樹	宗英寺の <u>イチヨウ</u>	亀山市南野町
国津神社の櫟	国津神社の <u>ケヤキ</u>	津市美杉町太郎生字瑞穂
長徳寺の龍王櫻	長徳寺の龍王 <u>ザクラ</u>	津市芸濃町雲林院字浦ノ谷
矢頭の大杉	矢頭の大 <u>スギ</u>	津市一志町波瀬
西村廣休宅趾ノふう樹	西村廣休宅 <u>跡のフウ</u> 樹	多気郡多気町相可
大杉谷の大杉	大杉谷の大 <u>スギ</u>	多気郡大台町大杉字小森山
松下社の大樟	松下社の大 <u>クス</u>	伊勢市二見町松下
奈佐のやまとたちばな	奈佐の <u>ヤマトタチバナ</u>	鳥羽市桃取町奈佐
見江島いわつばめ棲息地	見江島 <u>イワツバメ</u> 棲息地	度会郡南伊勢町道行電字見江島
七保のお葉附いてふ	七保の <u>オハツキイチヨウ</u>	度会郡大紀町野原旧七保第一小学校
尾鷲神社の大樟	尾鷲神社の大 <u>クス</u>	尾鷲市北浦町
法念寺の鉄魚	法念寺の <u>テツギョ</u>	尾鷲市三木里町
市木のいぶき	市木の <u>イブキ</u>	南牟婁郡御浜町下市木字大久保
西沢ののはなしょうぶ群落	西沢の <u>ノハナショウブ</u> 群落	伊賀市西之澤字野々奥
長瀬ノ左巻櫃	長瀬の <u>ヒダリマキガヤ</u>	名張市長瀬
いせぎく	<u>イセギク</u>	（地域を定めず）
いせしょうぶ	<u>イセショウブ</u>	（地域を定めず）
いせなでしこ	<u>イセナデシコ</u>	（地域を定めず）
おおだいがはらさんしょううお	<u>オオダイガハラサンショウウオ</u>	（地域を定めず）

【報告】令和7年度にむけた多度大社上げ馬神事の実施について

1 これまでの経緯

多度大社上げ馬神事は、馬に乗った若者が急峻な坂を駆け上がる神事を象徴とする県指定無形民俗文化財である。平成8年度以降、馬の取扱が動物虐待にあたる等との指摘があり、県教育委員会は地元に対して改善のための指導を行ってきた。令和5年度の神事では、馬1頭が骨折し殺処分となったことから、動物愛護団体等から多くの批難を受けた。

県教育委員会は、県文化財保護審議会（以下、審議会）の建議を受けて、令和5年8月に保持団体である多度大社に対し、馬への威嚇行為の根絶や安全管理の徹底等、神事の改善を求める勧告を行った。これに対し令和6年3月に多度大社は御厨会と連名で県教育委員会に回答書を提出した。

県教育委員会と審議会委員は、馴致（令和6年4月20日）および神事当日（同年5月4・5日）に、現地調査を実施し、文化財的価値が守られ、安全対策も図られていたことを確認した。同年8月7日に開催された審議会にて調査結果を報告し、建議内容を踏まえた改善がなされていたことが確認された。なお、審議会からは、さらなる安全対策やガバナンスの明確化のために、緊急時のマニュアルや規約の整備などの意見が出され、改善の取り組みが継続されているか、今後5年間を目途に県教育委員会が調査し、審議会に報告することとなった。

2 令和6年度の実施

（1）令和6年度第1回多度大社上げ馬神事やり方検討会（以下、検討会）について

日 時：令和6年7月30日（火）

場 所：多度大社

概 要：検討会外部委員による動物福祉等にかかる提案については、概ね改善がなされていたことが確認された。

このほか、坂上での祭馬の停止方法や曳き方など、動物福祉の観点に立った祭馬の取り扱い等については、改善の余地があり、今後検討することとなった。また、祭事関係者の理解浸透のため、講習会の継続が求められた。

（2）規約について

多度大社御厨総代会にて作成中。上げ馬神事開催までに完成予定。

3 今後の予定

（1）講習会…3月中～下旬で実施予定。

（2）馴 致…4月19日（土）

（3）上げ馬神事…5月4日（日）・5日（月・祝）実施

4 県教育委員会の対応

3月に開催される講習会で、文化財的価値について講義を行います。また、馴致及び神事当日については、県教育委員会職員が現地調査を実施し、その結果を令和7年度第1回文化財保護審議会で報告します。